

桐生市の文化財

文化財番号 330

市指定重要文化財

公開区分 公開

種別コード 3 01 02 01

指定日 平成11年 8月10日

指定名称

じょううん じ ほんどう

浄運寺本堂

施設名称等

浄運寺



所在地 桐生市本町六丁目甲398
管理者 浄運寺

指定内容 本堂 寄棟造平入棧瓦葺
建築年代 宝暦3年(1753)

概要

浄運寺は天文年間に広沢の地に玉念が庵室を持ったことに始まり、永禄元年(1558)に玉念を開山として哀愍寺が創建され、その後、天正年間に新宿に移転し、二世聞岬の代に浄運寺と改められ、さらに、慶長10年(1605)現在地に移転した。

近世の建造物としては、山門、本堂(含開山堂)、庫裏、閻魔堂(旧観音堂)、鐘楼が残されており、近世の遺構が群として残る貴重なものである。この他、明治4年(1871)の鎮守石祠、明治6年(1873)の土蔵がある。

本堂は比較的大きな六室構成の方丈系本堂で、正面一間半、両側面及び背面に一間分の広縁を巡らす。正面外側一間通り及び内陣裏部分のみが板敷きで他は畳敷きとなっている。

建築年代については、本堂位牌壇脇に掛けられた置札により宝暦3年(1753)の上棟であることが判明した。